

## 水俣商工会館会議室ご利用上の注意

### ○使用時間について

会議室の使用時間は、午前9時から午後10時までとします。

(ただし、利用時間申込区分は別紙「水俣商工会議所会議室使用料金表」のとおりといたします。)

### ○使用申込・許可について

会議室使用をお申しいただく場合、別紙「水俣商工会館会議室使用許可願」を必ず事前にご提出いただきます。この「水俣商工会館会議室使用許可願」をもって正式な受付といたします。

ただし、内容によっては使用をお断りしたり、条件付きのご利用になる場合があります。

### ○使用の不許可について

次の項目に該当するときは当会議室のご利用はできません。

たとえご使用中であっても内容が当会館の運営にふさわしくない場合はご利用を中止させていただきます。

なお、使用許可の取り消し、もしくは停止・使用条件の変更によって生じる損害については水俣商工会議所は一切責任を負わないものとさせていただきます。

- (1) 会員以外で物品販売を目的として使用するとき。
- (2) 公益を害し、善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 虚偽、その他の手段により許可を受けたとき。
- (4) 建物又は付属設備を毀損し、若しくは滅失するおそれがあるとき。
- (5) 会議室の運営上、支障・必要があると認められるとき。
- (6) その他、水俣商工会議所会頭が適当でないとした場合。

### ○使用料について

使用料については、別紙「水俣商工会館会議室使用料金表」のとおりとなっております。

ご納入については基本的に「水俣商工会館会議室使用許可願」提出時に前納いただきます。

### ○キャンセルについて

申込のキャンセルについては3日前までにご連絡いただいた場合は全額返金いたします。

それ以降については一切返金いたしかねます。(ただし、下記「使用料の返金について」の(1)(2)による場合は別とします。)

### ○使用料の返金について

既納の使用料は基本的に返金出来ません。ただし、次の各号に該当するときには、その一部もしくは全額を返金いたします。

- (1) 水俣商工会議所の都合により利用を中止するとき。
- (2) 天災地変その他不可抗力の事由によって、会議室の使用ができないとき。
- (3) 使用の3日前までに使用の取り消し又は変更の申し出があるとき。

### ○その他の注意点

- (1) 設営・後片づけ等は利用者各自において行っていただきます。
- (2) 使用中に建物の一部又は什器備品を滅失し若しくは毀損した場合には、その全額を弁償いただきます。また当所より弁償の通知を受けた場合は、7日以内にその全額をご納入いただきます。

※この「水俣商工会館会議室ご利用上の注意」は「水俣商工会議所規程」に基づき作成いたしております。